

「台湾からのサイクリスト誘客促進事業」業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 「台湾からのサイクリスト誘客促進事業」業務を企画提案公募により業務委託するにあたり、事業実施候補者の選定を厳正かつ公平に行うため、「台湾からのサイクリスト誘客促進事業」業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、「台湾からのサイクリスト誘客促進事業」業務について、提案参加事業者から提出された提案書を審査し、業務を委託する実施候補者の選定を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織することとし、別表に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表する。

(会員の任期)

第4条 委員の任期は、事業実施候補者を選定した時点までとする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要に応じて、委員会の構成員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、福岡県商工部観光局観光振興課に置く。

(補足)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月11日から施行する。

別表

「台湾からのサイクリスト誘客促進事業」業務委託事業者選定委員会委員名簿

(敬称略)

役職	所属団体等	職名	氏名
委員長	福岡県商工部観光局観光振興課	課長	酒見 勇次
委員	福岡県商工部観光局観光政策課	課長	吉田 憲和
委員	公益社団法人 福岡県観光連盟	事務局長	佃 利之
委員	一般社団法人九州観光推進機構	企画部部长	前田 賢一

(事務局)

所属団体等	職名	氏名
福岡県商工部観光局観光振興課	観光地域づくり係長	大川内 洋介
	主任主事	藤川 諭志